○財務省告示第二百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年八月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年度の初日から平成二十三年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十四万七千五百八十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十四万七千六百十九トン

○厚生労働省告示第三百二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条の二第二項第九号、第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号、第六十四条の四第三項第六号及び第七号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の別表第一に掲げる愛知県の専門学校ＮＳＣデザイン工科カレッジ並びに別表第三に掲げる東京都の大塚末子きもの学院、東京都の華調理師専門学校及び愛知県の専門学校ＮＳＣデザイン工科カレッジを卒業した者については、なお従前の例による。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第一中「専門学校ＮＳＣデザイン工科カレッジ　愛知県」を削る。

別表第三中「大塚末子きもの学院　東京都」を「大塚きもの・テキスタイル専門学校　東京都」に、「華調理師専門学校　東京都」を「華調理製菓専門学校　東京都」に改め、「専門学校ＮＳＣデザイン工科カレッジ　愛知県」を削る。

○厚生労働省告示第三百三号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

本則に次のように加える。

788　血液成分分離キット

789　血液成分分離用装置

○厚生労働省告示第三百四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第1に次のように加える。

1084　血液成分分離キット

別表第2に次のように加える。

1790　血液成分分離用装置

○厚生労働省告示第三百五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に次のように加える。

1189　血液成分分離用装置

○厚生労働省告示第三百六号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第十一条第四項の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十一条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める連続受講手当の給付金支給単位期間を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十一条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める連続受講に係る職業訓練受講手当の給付金支給単位期間

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第四項後段の規定に基づき支給したものとみなされる連続受講に係る職業訓練受講手当に関しては、当該職業訓練受講手当に係る複数の給付金支給単位期間における日数を合算した日数が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める給付金支給単位期間分の職業訓練受講手当を支給したものとみなす。

イ　二十八日以下の場合　一の給付金支給単位期間分

ロ　二十八日を超え、五十六日以下の場合　二の給付金支給単位期間分

ハ　五十六日を超え、八十四日以下の場合　三の給付金支給単位期間分

ニ　八十四日を超える場合　四の給付金支給単位期間分

二　前号の規定にかかわらず、規則附則第三条第四項前段の規定により連続受講とみなされた連続した受講に係る職業訓練受講手当に関しては、当該職業訓練受講手当に係る複数の給付金支給単位期間における日数を合算した日数が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める給付金支給単位期間分の職業訓練受講手当を支給したものとみなす。

イ　二十八日以下の場合　一の給付金支給単位期間分

ロ　二十八日を超え、五十六日以下の場合　二の給付金支給単位期間分

ハ　五十六日を超え、八十四日以下の場合　三の給付金支給単位期間分

ニ　八十四日を超える場合　四の給付金支給単位期間分

三　前二号の規定にかかわらず、規則附則第三条の二前段の規定により連続受講とみなされた連続した受講に係る職業訓練受講手当に関しては、当該職業訓練受講手当に係る複数の給付金支給単位期間における日数を合算した日数が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める給付金支給単位期間分の職業訓練受講手当を支給したものとみなす。

イ　二十八日以下の場合　一の給付金支給単位期間分

ロ　二十八日を超え、五十六日以下の場合　二の給付金支給単位期間分

ハ　五十六日を超え、八十四日以下の場合　三の給付金支給単位期間分

ニ　八十四日を超え、百十二日以下の場合　四の給付金支給単位期間分

ホ　百十二日を超え、百四十日以下の場合　五の給付金支給単位期間分

ヘ　百四十日を超え、百六十八日以下の場合　六の給付金支給単位期間分

ト　百六十八日を超え、百九十六日以下の場合　七の給付金支給単位期間分

チ　百九十六日を超える場合　八の給付金支給単位期間分

○農林水産省告示第千六百七十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十三年二月二十三日　第十六号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

カナダ林産業審議会（ＣＯＦＩ）　カナダ　ブリティッシュコロンビア州　バンクーバー　西ペンダーストリート　七百　ペンダープレイス　千五百一

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

枠組壁工法構造用製材

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

北米、中米及び南米

(2)　認定を行う事業所の所在地

カナダ　ブリティッシュコロンビア州　ケローナ　カーシュナー　ロード　千八百五十五―三百六十